「資格情報のお知らせ」について

1.　「資格情報のお知らせ」の医療機関窓口等での利用について

・医療機関窓口のマイナンバーカード読取装置の故障等で、マイナ保険証の情報参照ができない場合、
マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」の右下部分（切取線内）を提示することで、
健保加入者としての資格証明が可能です。

※「資格情報のお知らせ」の右下部分は、印刷して切り取り、マイナ保険証と併せて携行してください。

※「資格情報のお知らせ」単独での医療機関受診はできません。

・同様に、マイナポータルから「医療保険の資格情報」（PDF）をスマホにダウンロードしておくと、
「資格情報のお知らせ」の代わりに提示することで、健保加入者としての資格証明が可能です。

※印刷は不要で、スマホ画面提示で対応可能です。

※「医療保険の資格情報」（PDF）単独での医療機関受診はできません。

※ダウンロード方法はこちら　（画面の「端末に保存」ボタンをクリック）

2．通知の種類と対象者について

厚労省通達により、以下の2種類のどちらかで通知しています。

※KOSMO Communication Webにて、電子通知（PDF）を参照いただきます。

※どちらの通知も、医療機関窓口等での利用方法は同じです。

<table>
<tr><th>No</th><th>通知対象者</th><th>通知名称</th><th>通知掲載時期</th></tr>
<tr><td>1</td><td>資格取得手続完了日：
～2024/9/27
マイナンバー登録完了日：
～2024/9/27</td><td>資格情報のお知らせと
個人番号（マイナンバー）確認のお願い</td><td>2024/10/25</td></tr>
<tr><td>2</td><td>No. 1 以外で、
資格取得手続完了日：
～2024/11/30</td><td rowspan="2">資格情報のお知らせ</td><td>2024/12/10</td></tr>
<tr><td>3</td><td>資格取得手続完了日：
2024/12/1～
マイナンバー登録完了日：
2024/12/1～</td><td>2024/12/27～</td></tr>
</table>

※No. 1 のみ、厚労省通達により、マイナンバー下4桁を通知しています。

※No. 2 については、厚労省通達により、マイナンバー登録未完了でも通知しています。

※No. 3 については、厚労省通達により、マイナンバー登録完了後に通知します。

※No.1の通知掲載後、移籍等でNo.3の通知対象者になった場合、No.3の通知に置き換わります。

3．通知の参照方法について

KOSMO Communication Webでの通知参照方法は、こちらで確認してください。

４．通知に関する事象別対応方法について

【氏名の一部が表示されない、もしくは■で表示される】

＜原因＞システムの不具合により、氏名に外字（特殊文字）が含まれている場合に正しく表示されません。
＜対応＞システムベンダー会社で対応中です。

【被保険者（本人）分の通知が掲載されていない】

＜原因＞マイナンバー登録が完了していません。　※2024/12/1以降の資格取得者限定
＜対応＞会社へマイナンバーを申請してください。申請方法については、各社の窓口にご確認ください。
※マイナンバーカード保有の有無に関わらず、マイナンバー申請は必要です。
未申請の場合、医療機関窓口でのオンライン資格確認で「資格なし」「無効」と判定され、
医療費の全額負担を求められます。

【扶養に加えたはずの被扶養者（家族）分の通知が掲載されていない】

＜原因１＞扶養に加える手続きがされていません。
＜対応１＞扶養家族に加えるため、健保の異動届（紙）等を提出してください。
※会社の家族異動手続きとは異なる手続きです。詳細はこちら

＜原因２＞マイナンバー登録が完了していません。　※2024/12/1以降の資格取得者限定
＜対応２＞会社へマイナンバーを申請してください。申請方法については、各社の窓口にご確認ください。
※マイナンバーカード保有の有無に関わらず、マイナンバー申請は必要です。
未申請の場合、医療機関窓口でのオンライン資格確認で「資格なし」「無効」と判定され、
医療費の全額負担を求められます。
※ESS利用会社の場合、ご家族のマイナンバーはESSで申請してください。
ただし、ESSでは、「健保のみ扶養にされているご家族」のマイナンバーが申請できません。
その場合は、異動届(紙）を提出される際に、「会社へのマイナンバー申請可否」欄の「否」を
選択してください。当健保で対象者のマイナンバーを調べて登録します。

【扶養から外したはずの被扶養者（家族）分の通知が掲載されている】

＜原因＞扶養から外す手続きがされていません。
＜対応＞扶養から外すために、健保の異動届（紙）等を提出してください。
※会社の家族異動手続きとは異なる手続きです。詳細はこちら

【負担割合が表示されていない】

＜原因＞70歳以上の加入者にのみ表示しております。69歳以下の方はブランクまたはアスタリスクで支障ありません。
＜対応＞対応不要です。

【通知に記載されている氏名が旧姓のままである】

＜原因＞氏名変更の手続きがされていません。
＜対応＞氏名を変更するために、健保の氏名変更届（紙）等を提出してください。
※社内で旧姓を使用されている方も、戸籍氏名への変更が必要です。
氏名変更届はこちら　提出先はこちら

【その他の記載事項が誤っている】

＜原因＞個別に調査します。
＜対応＞こちらの問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」欄に、誤記載部分につき入力してください。
※マイナンバーは記載しないでください。